

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（滞留水の管理に係る運転上の制限の項目に係る変更）に係る面談

2. 日時：平成28年12月22日（木）15時20分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者

・原子力規制庁原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

片岸安全審査官、三澤安全審査官、伊藤特殊施設審査官

・東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部他 担当4名

5. 要旨

● 東京電力ホールディングス株式会社から、本日受理した実施計画変更認可申請におけるタービン建屋内孤立エリア（床ファンネル等を通じて滞留水と連通していないエリア）の水位管理の考え方について、資料に基づき以下の説明があった。

➤ 建屋内滞留水の系外漏洩リスク低減・建屋内ドライアップに向け、今後建屋内水位とともにサブドレン水位を下げていくが、孤立エリアはタービン建屋水位と連動しない可能性が生じる。

➤ 上記の場合においては、孤立エリア内の水位に変化がないこと等が確認できれば、サブドレン水位を上回ってもＬＣＯ逸脱とは見なさないとする除外規定を設け、関連する実施計画Ⅲ章保安措置26条の水位管理の考え方を変更する。

● 原子力規制庁から、以下について説明することを求めた。

➤ 水位変化がない場合の判定基準としている「3日間の手測りで±20ミリ以内」の根拠及び周辺サブドレンの水質に与える影響との関連性。

6. その他

配布資料：実施計画Ⅲ章26条変更について（建屋に貯留する滞留水管理の除外項目追加）